



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 博報堂DYホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 戸田 裕一  
(コード番号：2433 東証第一部)  
問合せ先 I R 部長 八木 聡  
(TEL 03-6441-9033)

### 取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役の報酬額を改定すると共に、退職慰労金制度を廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入する新しい取締役の報酬制度を決議いたしました。これに伴い、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 14 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に取締役の報酬額改定に関する議案及び本制度に関する議案を付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 取締役の報酬額改定について

当社の取締役の報酬額は、平成 15 年 8 月 26 日開催の当社設立に関する株式会社博報堂、株式会社大広及び株式会社読売広告社の臨時株主総会において、取締役の報酬総額（賞与を除く）を年額 340 百万円以内とすることにつきご承認をいただき、今日に至っております。

本日開催の取締役会において、このたび、株主の皆様とのより一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図るため、前述の通り取締役の新しい報酬制度を決議いたしました。その一環として、経済情勢及び経営環境の変化その他諸般の事情を勘案し、取締役の賞与を含めた一事業年度当たりの報酬総額を年額 800 百万円以内とすることにつき本株主総会に付議する予定です。なお、社外取締役については、客観的かつ独立した立場から経営に対して監督及び助言を行う役割を踏まえ、固定的な年額報酬のみを支給いたします。

##### 2. 本制度の導入目的等

###### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ）と株主の皆様との価値共有をさらに促進し、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるものです。

###### (2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、前述 1 の取締役の報酬総額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役について年額 200 百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として前述の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で当社に給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で、当社取締役会において決定することといたします。

また、金銭報酬債権は、当社の取締役が、現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結していることを条件として支給いたします。

#### (2) 譲渡制限付株式の総数

取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 550,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

#### (3) 本割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

##### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないことといたします。

##### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得できることといたします。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において③の「譲渡制限の解除」に記載の事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得することといたします。

##### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### ④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

#### 4. 当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の適用

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員並びに当社子会社である株式会社博報堂及び株式会社博報堂D Yメディアパートナーズの取締役及び執行役員に対し、割り当てる予定です。

#### （ご参考）取締役の報酬制度の考え方について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役の新しい報酬制度を決議いたしました。その概要は、以下の通りであります。

##### 1. 報酬制度の基本方針

- グループ経営理念に根ざしたものであること
- 株主の皆様との価値意識を共有し、中長期的な企業価値向上を動機づけるものであること
- 当社の取締役の役割と責務にふさわしい、優秀な人材を確保・維持できる水準であること
- 報酬決定のプロセスにおいて透明性や合理性が担保されていること

##### 2. 具体的な報酬項目とその概要

- ・ 報酬項目は「年額報酬」、「年次賞与」及び「株式型報酬」で構成します。各報酬項目の概要は、以下の①～③の通りです。
- ・ 各取締役の総報酬において、業績に応じて金額や価値が変動する「年次賞与」及び「株式型報酬」の占める割合を、標準的な業績の場合、4割となるように設定いたします。
- ・ 社外取締役の報酬につきましては、その役割と独立性の確保の観点から「年額報酬」のみといたします。

###### ① 年額報酬

年額報酬は、各取締役の役位と担務における期待成果と創出成果等に応じて決定いたします。

###### ② 年次賞与（短期インセンティブ）

年次賞与は、単年度の業績達成を強く動機づけるため、各事業年度における当社グループの利益水準、経営指標の達成状況及び取締役個人の単年度の成果を総合的に勘案して決定いたします。

③ 株式型報酬（中長期インセンティブ）

株式型報酬は、譲渡制限付株式を毎年付与するものであります。取締役が、中長期的な企業価値の向上を動機づけられ、株主の皆様と価値意識を共有することを目指し、新たに設定いたしました。

3. 報酬の決定プロセスについて

- ・ 報酬制度及び個別の報酬金額の決定に際しては、取締役会の決議に加えて、透明性と合理性を確保するために、報酬・指名委員会の審議を経ることといたします。
- ・ 報酬・指名委員会は、2017年2月27日の取締役会の決議により、取締役会の諮問機関として設置され、委員長は社外取締役としております。
- ・ なお、本報酬制度についても報酬・指名委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決議されております。

※監査役の報酬制度について

- ・ 監査役の報酬は、「監査役報酬内規」の定めにより年額報酬のみで構成し、監査役の協議により決定しております。
- ・ なお、監査役に対する退職慰労金制度については、2015年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しております。
- ・

以上